

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る2月24日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長平野由里子君。

議会運営委員長 皆様おはようございます。令和4年3月第1回定例会議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和4年第1回議会定例会の招集に当たり、去る2月24日、午前9時より委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日3月2日から3月11日までの10日間といたします。本会議は3月2日、3日、4日と10日の4日間といたします。11日は予備日といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目、3月2日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「一般質問」、受付番号6号、田代実君までを行います。

本会議2日目の3日は、一般質問の残り、受付番号7号、井上栄一君を行い、日程第6「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第10号）」から日程第14「議案第8号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」までの審議を行います。

日程第6「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第10号）」は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯及び住民税非課税世帯等を支援するための臨時特別給付金事業によるもので、令和3年12月15日付で専決処分したものですので、即決でお願いいたします。

日程第7「議案第1号松田町公共施設等整備基金条例」は、今後の公共施設やインフラ資産の整備等に多額の費用が必要となるため、持続可能な財源確保に向け、新規に公共施設等整備基金条例を制定するものです。新規条例ですので、質疑の後、総務文教常任委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

す。

日程第8「議案第2号松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、駐車場利用者の利便性と利用を促し、使用料の増収を図るため、所要の改正をするものです。十分な質疑を行い、即決でお願いいたします。

日程第9「議案第3号松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、駐車場利用者の増加を図るため、使用料を減額し、また使用料の減額規定を設け、町民が参加するイベント等にも柔軟に対応できるように、所要の改正をするものです。十分な質疑を行い、即決でお願いいたします。

日程第10「議案第4号松田町営住宅条例の一部を改正する条例」は、所得税法の改正に伴い、公営住宅法施行令が一部改正されたため、所要の改正をするものです。一部改正ですので、即決でお願いいたします。

日程第11「議案第5号松田町消防団条例の一部を改正する条例」は、消防団員の処遇改善を図るため、国が策定した非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の報酬形態の改定を行うほか、所要の改正をするものです。十分な質疑等を行い、即決でお願いいたします。

日程第12「議案第6号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正されたため、所要の改正をするものです。質疑等を行い、即決でお願いいたします。

日程第13「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、所要の改正をするものです。質疑等を行い、即決でお願いいたします。

日程第14「議案第8号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、本定例会に提案しております補正第11号のとおり、事業の繰越しに伴いまして施行期日を定める附則を改正するものです。十分な質疑等を行い、即決でお願いいたします。一般質問終了後に休憩を取り、

大会議室において議会全員協議会を開催いたします。

本会議3日目の3月4日は、日程第15「議案第9号令和3年度松田町一般会計補正予算（第11号）」から日程第19「議案第13号令和4年度松田町一般会計予算」までの審議を行います。

日程第15「議案第9号令和3年度松田町一般会計補正予算（第11号）」から日程第18「議案第12号令和3年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」までは、補正予算ですので、即決でお願いいたします。

日程第19「議案第13号令和4年度松田町一般会計予算」は、提案説明と細部説明を行い、説明が終わり次第、質疑までを行います。その後、予算審査特別委員会を設置し付託しますので、詳細質問は特別委員会をお願いいたします。また、議長におかれましてはオブザーバーとして特別委員会へ出席をお願いいたします。

5日の土曜日、6日の日曜日は休会といたします。

7日は午前令和4年度工事予定箇所の現地視察を実施します。午後は委員会活動とし、総務文教常任委員会は付託された案件の審査をお願いいたします。なお、委員会等には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いいたします。

8日・9日は委員会活動日とします。8日は午前議会改革推進委員会を開催します。午後は1時から大会議室において令和4年度松田町一般会計予算審査特別委員会を開催しますので、関係者の出席をお願いいたします。

9日は、午前総務文教常任委員会を開催し、付託された案件の審査をお願いいたします。午後は1時から大会議室で令和4年度松田町一般会計予算審査特別委員会を開催しますので、関係者の出席をお願いいたします。

本会議4日目の3月10日は、日程第19「議案第13号令和4年度松田町一般会計予算」の特別委員会報告を行い、日程第20「議案第14号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計」から日程第29「委員会の閉会中の継続審査申出書」までを行い、閉会の予定です。

議案第13号、予算案ですね、について、委員長報告後、質疑・討論・採決を

行います。その後、日程第20「議案第14号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第27「議案第21号令和4年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」までの8特別会計の新年度予算の審議をいたします。全て即決でお願いいたします。

新年度予算の審議終了後に休憩を取り、大会議室において議会全員協議会を開催いたします。

議会全員協議会終了後に本会議、日程第28「同意第1号人権擁護委員の推薦について」を行います。人事案件ですので、即決でお願いいたします。

なお、本議会は定例会でございますので、会期中にこのほかに追加議案が提案された場合は審議をお願いいたします。また、陳情につきましては2件の提出があり、机上配付となりましたので、御高覧ください。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおられますので、補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和4年第1回松田町議会定例会の会期は、本日3月2日から3月11日までの10日間と決定いたしました。